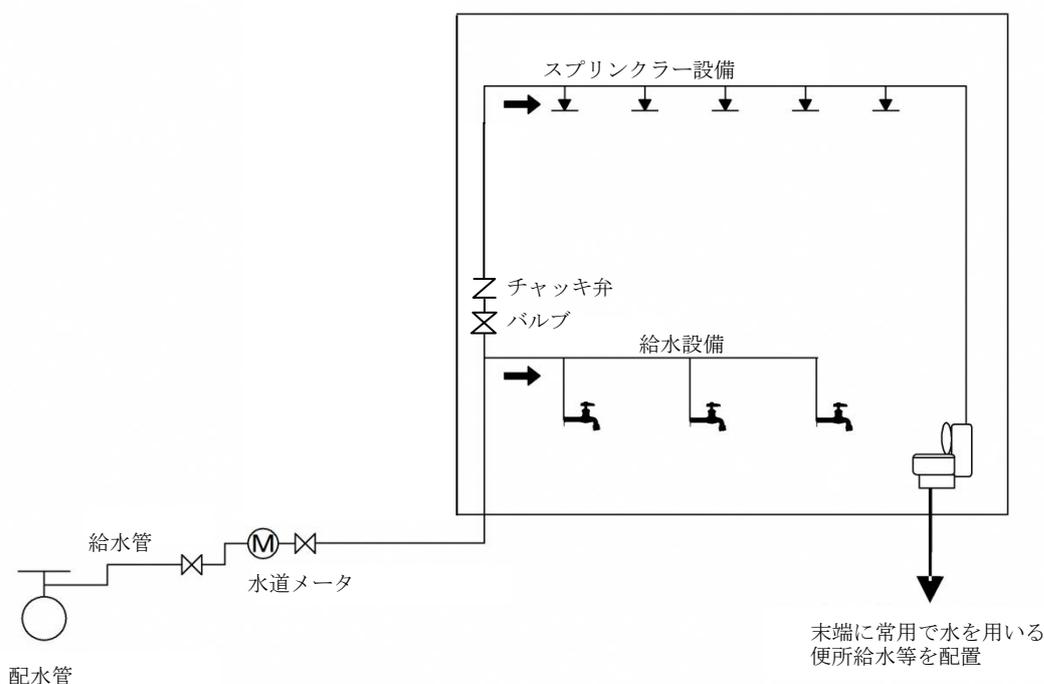


9. 水道直結式スプリンクラー設備

9. 水道直結式スプリンクラー設備

- (1) 消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正によるスプリンクラー設備の設置基準の見直しに伴い、特定施設においてはスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、給水装置に直結する範囲については、水道法の適用を受けなければならない。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の工事及び整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定業者が消防設備士の指導の下で行うこと。また、所管消防署等と十分協議を行うこと。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たり、分岐する配水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算及び給水管、給水用具の選定は、消防設備士が行うこと。
- (5) 給水管内に停滞水を生じないように、末端に便所給水等の常用的に水を用いる装置を配置すること。

<図 9-1 スプリンクラー配管例>



- (6) 水道工事や事故等による断水や減水の際には、スプリンクラー設備の性能が十分に発揮できない状況が生じるおそれがあることから給水装置工事申込時に誓約書を添付すること。
- (7) 受水槽以下のスプリンクラー設備の設置についても、上記事項に準ずること。